

# **特定船舶導入計画認定制度 申請要領**

**～外航海運事業者向け～**

**国土交通省海事局**

# 特定船舶を導入する外航船舶運航事業者等から海事局外航課へ申請

特定船舶導入計画の認定申請書

令和4年6月20日

## 記載例（外航用）

国土交通大臣 殿

東京都千代田区霞が関 xx-xx  
A 汽船株式会社  
代表取締役社長 海事 一郎

東京都港区 xx-xx  
B 造船株式会社  
代表取締役社長 運輸 二郎

海上運送法第39条の20第1項の規定により、下記の特定期船舶導入計画の認定を申請します。

記

### 1. 特定船舶の導入の目標及び内容

#### ○導入の目標

導入（就航）予定日：令和5年3月31日

特定船舶の導入により期待される効果：

環境性能が高く、高品質な特定船舶を導入することにより、国際競争力を高めるとともに、経済安全保障の確立への貢献を目指す。

特定船舶の今後の導入予定その他今後の計画：

#### ○導入の内容

船名：4382（船番）  
 国籍：日本（予定）  
 船種：ばら積み貨物船  
 積荷：鉄鉱石  
 総トン数：93,000GT（予定）  
 載荷重量トン数（計画喫水によるもの）：182,000DWT（予定）  
 船舶番号：（未定）  
 IMO番号：（未定）  
 導入予定の航路：主に本邦・豪州間の不定期航路事業（予定）  
 導入する特定船舶の技術内容：・・・添付書類参照

### 2. 実施体制

契約造船所：  
 造船所名：B造船所株式会社  
 所在地：東京都港区 xx-xx  
 ※令和3年〇月事業基盤強化計画認定

#### 建造造船所：

造船所名：同上  
 所在地：同上

- ✓ 共同申請者として、
- ① 船舶運航事業者又は船舶貸渡事業者
- ② 認定事業基盤事業者の名称及び代表者名を記載すること。

なお、

- 共同保有の場合は代表企業1社で可。
- 海外子会社（SPC）が取得者となる場合は、①は当該海外子会社の名称及び代表者名を記載し、申請者の下に、（参考）とし、日本法人の親会社（実質船主）の名称及び代表者名を記載すること。
- ✓ 海外子会社（SPC）が船舶の取得者となる場合の申請者欄の記載例

9RD STREET xxxxx  
 REPUBLIC OF PANAMA  
 xx xx S.A.  
 Taro Kaiji

（参考）

東京都千代田区霞が関xx-xx  
 A汽船株式会社  
 代表取締役社長 海事 一郎

- ✓ 会社印、代表者印は不要。

- ✓ 本計画とは別に、今後の特定船舶の導入予定があれば簡潔に記載。

- ✓ 本船に関する各事項が決定する前の事項は「未定」「予定」と記載することも可。
- ✓ 船名が未定の場合は、本船を特定するための仮称や建造番号（船番）を記載することも可。

- ✓ 特定船舶が技術要件を満たす予定であることを証する書類を添付。（5ページの添付書類一覧参照。）

- ✓ 建造許可申請に記載の計画喫水による載荷重量トン数を記入。（造船所の確認書に記載するEEDI基準値は構造（満載）喫水による載荷重量トン数に基づき算出することに注意）

- ✓ 「契約造船所」と「建造造船所」が別の場合にはそれぞれ記入。

船舶の取得者：  
取得者名： A汽船株式会社  
所在地： 東京都千代田区霞が関 xx-xx

運航者：  
運航者名： C海運株式会社  
所在地： 東京都中央区 xx-xx

### 3. 計画期間

認定日（希望日：令和4年8月1日）から令和5年3月31日まで（予定）  
契約： 令和3年9月1日  
起工予定日： 令和4年8月20日  
進水予定日： 令和5年1月6日  
竣工予定日： 令和5年2月3日

### 4. 特定船舶の導入の実施に必要な資金の額及びその調達方法

導入に要する費用の総額： 約70億円  
資金の調達方法： 自己資金約14億円、  
借り入れ約56億円  
（20億円ツーステップローンでの融資を希望）

### 5. 特定船舶の導入計画の認定により受けようとする支援措置

特定船舶に係る固定資産税の特例措置  
特定船舶に係る登録免許税の特例措置  
株式会社日本政策金融公庫法の特例措置（ツーステップローン）

### 6. 特定船舶導入計画の実施に当たって特に留意すべき事項

なし

### 7. 先進船舶導入等計画の認定の特例を受けようとする場合にあっては、その内容等

先進船舶導入等計画の名称及び導入の内容の認定を併せて受ける場合は、  
・先進船舶に用いる設備・材料の詳細  
・認定により受けようとする支援措置  
・留意すべき事項  
等を記載する。

✓ 共同保有の場合は、注釈に共同保有者の持ち分比率を記載。  
✓ 例：共同保有の持ち分比率  
取得者A ○%、取得者B ●%、取得者C □%、取得者D ■%

✓ 外国籍船の場合は、外国法人の社名を記載。

✓ 「未定」と記載も可能。

✓ 計画期間は、認定申請日を含む事業年度の翌年度の開始の日から最大5年以内であれば、任意で設定可能（計画期間は認定日から起算）。

✓ 有効数字上一桁又は上二桁で記載。

✓ 特段なければ「なし」と記載。  
✓ 竣工時売船、建造期間中の発注者変更の場合はその契約関係を記入

✓ 先進船舶導入等計画のみなし認定制度を活用する場合に記載することが必要。（詳細は個別にお問い合わせください。）

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

<添付書類一覧>

1. 既存の法人が添付する書類

書類の名称	添付の有無
定款又は寄付行為及び登記事項証明書	○
最近の事業年度における事業報告、貸借対照表及び損益計算書	○

✓ 特定船舶導入計画認定申請書に添付する資料に「○」を記載。

2. 法人を設立しようとする者が添付する書類

書類の名称	添付の有無
定款又は寄付行為の謄本	—
株式の引受け、出資又は財産の寄付の状況又は見込みを記載した書類	—

3. 個人事業主が添付する書類

書類の名称	添付の有無
戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し	—
資産調書	—

4. 特定船舶の技術要件に関する書類

書類の名称	添付の有無
二酸化炭素の放出の抑制その他の環境への負荷の低減、衝突の防止その他の航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を定める告示（令和3年国土交通省告示第1171号）の別表一に掲げる設備等を備える予定であることを証明する造船所の確認書	○

✓ 特定船舶の技術要件を満たす予定であることについて別紙確認書を添付すること。

（なお、構造等が特殊により上記装置等を有することが合理的でないと考えられる場合については、個別にご相談ください。）

5. 船舶安全法の特例に関する書類

書類の名称	添付の有無
船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和48年運輸省令第49号）第34条第1項各号に規定する書類	—

注：本特定船舶導入計画認定申請書に添付している書類に「○」、添付していない書類に「—」と記載すること。

【参考】認定事業基盤強化事業者が別途提出することが必要な書類

書類の名称	添付の有無
事業基盤強化計画認定書の写し、建造契約書の写し、特定船舶建造計画書（様式1）、一般配置図（様式1の参考として）、契約船価概要書（様式2）、製造使用概要書（様式3）、工事予定線表及び工数山積表（様式4）、特定船舶使用明細表（様式5）	○
認定事業基盤事業者が品質向上に関する基準を達成していることを示す書類（品質向上に係る技術基準適合状況報告書）	○

✓ これらの書類は、特定船舶導入計画認定申請とは別に、共同申請する造船所（認定事業基盤強化事業者）から海事局船舶産業課に提出します。

✓ 詳細につきましては、特定船舶導入計画認定申請要領（造船事業者向け）（別冊）をご参照ください。

記載例 (外航用)

国土交通大臣 殿

住 所 東京都港区 xx-xx  
氏名又は名称 B造船所株式会社  
代表者の氏名 代表取締役社長 運輸 二郎

✓ 特定船舶(本船)を建造する認定事業基盤強化事業者(共同申請者)が本確認書を作成・証明

✓ 会社印、代表者印は不要。

✓ 特定船舶の技術要件を満たす予定であることを証する書類

「二酸化炭素の放出の抑制その他の環境への負荷の低減、衝突の防止その他の航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を定める告示(令和3年国土交通省告示第1171号)」の別表一の各項に掲げる設備等について

本船は、標記に関し、以下の予定であることをご報告いたします。

記

1. 対象船舶に関する情報

船名	4382 (船番)
船種	ばら積み貨物船
総トン数	93,000 GT (予定)
載貨重量トン数(計画喫水)	182,000 DW (予定)
載貨重量トン数(構造(満載)喫水)	200,000 DW (予定)
建造契約締結日	令和3年9月1日(予定)
竣工日	令和5年2月3日(予定)

✓ 特定船舶認定申請書中、「1. 特定船舶の導入の目標及び内容」記載の載貨重量トン数の記載内容と一致

✓ 構造(満載)喫水による載貨重量トン数を記入  
✓ 「2. 二酸化炭素放出抑制指標(見込み)」中の「対象船舶に適用する二酸化炭素放出抑制指標の値(基準値)」は、この数値に基づき算出

2. 令和3年国土交通省告示第1171号の別表一の1の項に規定する装置等

号	構造及び装置	有無
1	主機関又は推進装置 (イ~ハのいずれかに該当するものに限る。)	
	イ 窒素酸化物放出量削減型主機関 (①~③のいずれかに該当するものに限る。) ※注2参照	
	① (1)(i)に規定する主機関	-
	② (1)(ii)に規定する主機関	-
	③ (2)に規定する主機関	-
ロ 電子制御型ディーゼル主機関	○	
ハ 電気推進装置	-	
2	船橋に設置された主機関の遠隔操縦装置並びに主機関の関連諸装置の作動状況の集中監視及び異常警報装置	○

✓ 各規準の詳細は、令和3年国土交通省告示第1171号(固定資産税の課税標準の特例の適用を希望する場合は、地方税法施行規則附則第6条第30項に規定する船舶を定める告示(令和3年国土交通省告示第1172号))の別表一の1の項の規定を参照

3	電源自動制御装置	○
4	推進機関の運転に関連のある潤滑油ポンプ、燃料供給ポンプ及び冷却ポンプの予備ポンプへの自動切替装置	○
5	主機関過回転防止装置及び潤滑油圧力低下に対する保護装置	○
6	主機関の燃料油（加熱を要するものに限る。）、潤滑油及び冷却水並びに発電用機関の潤滑油及び冷却水の自動温度制御装置	○
7	燃料油タンク（次のいずれかに該当するものに限る。）	
	イ 船底外板及び船側外板をその構造に含まないもの	○
	ロ オーバーフロー・ラインを有するもの	-
8	機関室内異常警報の機関員居住区域への表示装置	○
9	機関室内火災探知装置	○
10	機関室内ビルジの高位警報装置	○
11	船首及び船尾の係留用ウインチの遠隔制御装置	○
12	衛星航法装置	○
13	自動操舵装置	○
14	発電用機関（イ～ホのいずれかに該当するものに限る。）	
	イ 燃料油（加熱を要するものに限る。）の自動温度制御装置付発電機関	-
	ロ A重油専用発電機関	-
	ハ ターボ・ジェネレーター	-
	ニ 風力発電機関	-
ホ 排気ガス浄化装置付発電機関	-	
15	燃料油タンクの遠隔液面監視装置及び高位警報装置	○
16	主機関の運転状態の自動記録装置	○
17	ビルジ処理装置（油水分離機能及び油の焼却機能を有するものに限る。）又は廃油焚ボイラー	○
18	汚水処理装置（微生物による処理及び塩素又は紫外線による消毒を行うものに限る。）	○
19	海事衛星通信装置	○
20	自動衝突予防援助装置	○
21	造水機（主機関で生じた廃熱を利用するものに限る。）	-
22	給湯機（主機関で生じた廃熱を利用するものに限る。）	-
23	(1)～(3)のいずれかに該当するものに限る。	
	(1) 推進関係機器（イ～ハのいずれかに該当するものに限る）	
	イ 推進効率改良型プロペラ（①～④のいずれかに該当するものに限る。）	
	① プロペラ・ボス取付翼	-
	② ハイスキュー・プロペラ	-

✓ EEDI要件が適用される場合は記入不要（EEDI要件が適用されない場合には搭載が必須）

✓ EEDI要件が適用される場合は記入不要（EEDI要件が適用されない場合には搭載が必須）

		③ 可変ピッチ・プロペラ	-
		④ 二重反転プロペラ	-
	ロ	推進効率改良型舵(①～③のいずれかに該当するものに限る。)	
		① 整流板付舵	-
		② フラップ付舵	-
		③ シリング舵	-
	ハ	船尾装着フィン	-
		(2) エア・シール型船尾管軸封装置	-
		(3) 風圧抵抗軽減型船首	-
24		船首方位制御装置	-
		熱効率改良装置 (イ～ハのいずれかに該当するものに限る。)	
	イ	排気ガスエコマイザー	-
	ロ	軸発電機装置	-
	ハ	冷却清水熱利用装置	-
		ボイラーを有する船舶 (イ～ハのいずれかに該当するものに限る。)	
	イ	A重油専用ボイラー	-
	ロ	自動制御型ボイラー	-
	ハ	コンビジット・ボイラー	-
27		荷役用のサイド・ポート、ランプ・ウェイ又は暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー (ポンツーン型のものを除く。) を有する船舶にあっては、その動力駆動装置	-
28		コンテナ船、重量物運搬船 (制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。) 又は油タンク船 (永久バラスト・タンクを有するものを除く。) にあっては、バラスト・タンクの遠隔制御装置	○
29		燃料油タンクの船外からの注油管の弁の数が五以上の船舶 (当該弁の集中配置場所が二以下のものを除く。) にあっては、当該弁の遠隔制御装置	-
30		ばら積みの液体貨物を輸送する船舶にあっては、当該液体貨物の荷役装置の遠隔制御装置	○
31		平成 27 年 4 月 1 日以後に建造契約を結び建造をする船舶 (建造契約がない船舶にあっては、同年 10 月 1 日以後に建造に着手されたもの) にあっては、二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約に適合するものとして当該条約の締約国 (締約国となることを予定する国を含む。) が承認 (当該条約の発効前の承認を含む。) をしたバラスト水処理装置	○
32		令和 3 年 4 月 1 日以後に建造契約を結び建造をする船舶 (建造契約がない船舶にあっては、同年 10 月 1 日以後に建造に着手されたもの) にあっては、グレイウォータータンク	○
33		令和 3 年 4 月 1 日以後に建造契約を結び建造をする船舶 (建造契約がない場合にあっては、同年 10 月 1 日以後に建造に着手されたもの) にあっては、ビルジプライマリータンク	○

✓ EEDI要件が適用される場合は記入不要 (EEDI要件が適用されない場合には搭載が必須)

✓ 各基準に規定される条件を満たす場合に限り搭載が必須

32・33の装置については、固定資産税の特例措置 (1/36) を活用する場合に限り、設置が必要であることに留意。(固定資産税の特例措置を活用しない場合は設置不要。)

注 1 「有無」の欄には、備えている装置等については「○」、備える必要のない装置等については「-」と記載すること。

2 放出海域の区分に応じ窒素酸化物の放出量の基準値が異なるため、令和 3 年国土交通省告示第 1171 号の別表一の 1 の項第 1 号を確認すること。

### 3. 二酸化炭素放出抑制指標（見込み）

令和3年国土交通省告示第1171号の別表一の2の項又は3の項において適用される規定	2の項第1号ニ
対象船舶に適用する二酸化炭素放出抑制指標の値（基準値）及び二酸化炭素放出抑制指標	基準値 <sup>(注2)</sup> ：2.22 指標 <sup>(注3)</sup> ：2.06 (グラム-CO <sub>2</sub> /トン-マイル)

✓ 固定資産税の特例措置（1/36）を活用する場合は、対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標の基準が異なる点に留意すること。

**【参考】地方税法施行規則附則第6条第30項に規定する船舶を定める告示（令和3年国土交通省告示第1172号）**

✓ 令和3年国土交通省告示第1171号（固定資産税の課税標準の特例の適用を希望する場合は、地方税法施行規則附則第6条第30項に規定する船舶を定める告示（令和3年国土交通省告示第1172号））の別表一の2の項又は3の項において船種毎に規定される数式に満載喫水時の載貨重量トン数を代入し算出すること。

注 1 令和3年国土交通省告示第1171号の別表一の2の項又は3の項に定める規定に該当する船舶について記載すること。

2 対象船舶に適用される二酸化炭素放出抑制指標の値については、令和3年国土交通省告示第1171号の別表一の2の項又は3の項において適用される規定に基づき算出した対象船舶の基準となる値を記載すること。また、基準値の算出に当たっては、構造（満載）喫水ベースによる載貨重量トン数に基づき算出すること。

3 対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第1条の28に規定する国際二酸化炭素放出抑制船舶証書（IEE 証書）の追補に記載されている二酸化炭素放出抑制指標（Attained EEDI）又はその見込み値を記載すること。

4 令和3年国土交通省告示第1171号の別表一の2の項又は3の項掲げる船舶以外の船舶に該当する場合は「-」と記載すること。

本確認書を作成する際には、以下URLに掲載されている「二酸化炭素の放出の抑制その他の環境への負荷の低減、衝突の防止その他の航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を定める告示（令和3年国土交通省告示第1171号）」を必ずご確認ください。

URL：<https://www.mlit.go.jp/common/001419641.pdf>



# 特定船舶導入計画認定申請書類に添付する書類

## 1. 既存の法人が添付する書類

書類の名称
定款又は寄付行為及び登記事項証明書
最近の事業年度における事業報告、貸借対照表及び損益計算書

## 2. 法人を設立しようとする者が添付する書類

書類の名称
定款又は寄付行為の謄本
株式の引受け、出資又は財産の寄付の状況又は見込みを記載した書類

## 3. 特定船舶の技術要件に関する書類

書類の名称	具体的な書類
二酸化炭素の放出の抑制その他の環境への負荷の低減、衝突の防止その他の航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を定める告示（令和3年国土交通省告示第1171号）の別表一の1の項に掲げる設備等を備える予定であることを証明する造船所の確認書	<ul style="list-style-type: none"> <li>• P.5参照</li> </ul>

### 【参考】認定事業基盤強化事業者が別途提出することが必要な書類

書類の名称	具体的な書類
造船所提出書類（導入を行おうとする特定船舶に関する書類）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業基盤強化計画認定書の写し</li> <li>• 建造契約書の写し</li> <li>• 特定船舶建造計画書（様式1※）</li> <li>• 一般配置図（様式1の参考として）</li> <li>• 契約船価概要書（様式2※）</li> <li>• 製造仕様概要書（様式3※）</li> <li>• 工事予定線表及び工数山積表（様式4※）</li> <li>• 特定船舶使用明細表（様式5※）</li> </ul>
造船所提出書類（品質基準に関する書類）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 品質向上に係る技術基準適合状況報告書</li> </ul>

※詳細は特定船舶導入計画認定制度申請要領（造船事業者（外航）向け）参照。

## お問い合わせ先

国土交通省海事局外航課税制班  
(特定船舶導入計画認定申請関係)

TEL : 03-5253-8618

Mail : [hqt-zeisei-shinsei@ki.mlit.go.jp](mailto:hqt-zeisei-shinsei@ki.mlit.go.jp)

国土交通省海事局船舶産業課 船舶産業高度化基盤整備室  
(認定事業基盤強化事業者から提出する書類関係)

TEL : 03-5253-8634

Mail : [hqt-senpaku-kibankyouka@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-senpaku-kibankyouka@gxb.mlit.go.jp)

特定船舶導入計画認定制度に関する詳細な情報や申請様式につきましては、国土交通省海事局のウェブサイト(事業基盤強化・特定船舶導入計画(海事産業強化法))に掲載されていますのでご活用ください。

URL : [https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk5\\_000068.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk5_000068.html)